

児童扶養手当の額の改定と支払回数の見直しについて

問い合わせ／子育て支援課給付担当(内線2636)

● 手当額の改定

平成30年全国消費者物価指数の実績値に基づき、児童扶養手当額が1.0%の引き上げとなりました。

4月分から右表のとおり改定されます。



■ 手当額(月額)

子どもの人数	全額支給	一部支給
1人の場合	42,910円 (42,500円)	42,900円～10,120円 (42,490円～10,030円)
2人目の加算額	10,140円 (10,040円)	10,130円～5,070円 (10,030円～5,020円)
3人目以降の加算額	6,080円 (6,020円)	6,070円～3,040円 (6,010円～3,010円)

※ () 内は改定前の金額

● 11月分から年6回払いになります

11月分以降より、支払回数を従来の年3回(4か月に1度)から年6回(2か月に1度)に見直します。

今後の支払スケジュール(2019年4月～2021年3月)

2019年									2020年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払				支払 (現況届)			支払		支払		支払

2020年									2021年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	支払		支払 (現況届)	支払			支払		支払		支払

※現在は8月の現況届時に把握する前年所得によって、必要がある場合は、12月支払分から手当額を変更していますが、今後は翌年1月支払分から手当額を変更します。

今年の11月の支払いは、8～10月分の3か月分です。その後は、奇数月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2か月分が支払われます。

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の額を改定

問い合わせ／障がい福祉課障がい福祉担当(内線2678)

〔特別児童扶養手当〕

20歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護・養育している父母等に支給されます。

〔特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当〕

重度の障がいにより、在宅生活において、常時特別の介護を必要とする方に支給されます。

■ 手当額(月額)

種別	金額
特別児童扶養手当1級	52,200円(51,700円)
特別児童扶養手当2級	34,770円(34,430円)
特別障害者手当	27,200円(26,940円)
障害児福祉手当	14,790円(14,650円)
経過的福祉手当	14,790円(14,650円)

※所得に応じて支給制限があります。()内は改定前の金額

平成31年度 保育施設6月入所の受付について

大型連休に重なるため、次のとおり受付期限が変更となります。(通常は入所希望月の前月5日まで)

6月入所受付期限 = 5月7日(火)

※入所案内及び申請書は、保育課・両支所福祉グループ及び市ホームページにあります

問い合わせ／保育課保育担当(内線2641・2642)

